

美術館クロマツ枯損伐採処理業務委託仕様書

1 場 所 酒田市美術館地内(酒田市飯森山三丁目 17 番地の 95)

2 委託期間 契約の日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

3 業務内容

酒田市美術館地内(別紙業務対象区域参照)で発生した松くい虫被害木を伐倒し、破碎処理(搬出破碎、現場破碎)を行うことにより、マツノマダラカミキリを駆除する。被害木については、極力搬出しチップとして有効利用を図ること。

(1) 総則

- ① 受託者は、事業の実施に当たり松保護士の資格を有する者を主任技術者あるいは現場代理人として配置し、その名簿を提出すること。
- ② 作業従事者は、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度に加入していること。
- ③ 本委託業務実施前に、酒田市美術館及び隣接する酒田市出羽遊心館に、作業内容及び日程について、受託者が説明すること。
- ④ 対象区域において、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物について、それらの管理者が有する資料により、埋設物の有無、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、確認結果を提出すること。
また、本委託業務に係る伐採等により、万が一、地下埋設物を損傷してしまった場合に備え、損害保険に加入すること。
なお、確認に要する費用及び保険加入に要する費用は、受託者の負担とする。

(2) 伐倒駆除

- ① 本業務で対象となる伐採木数量等は、本業務対象区域内にテープでマーキングしてあるもの(別紙参照)とする。
- ② 本委託業務は、マツノマダラカミキリの羽化脱出前に終了するものとし、羽化脱出日については、受託者が適宜注視すること。
- ③ 伐採時は、木の倒れる方向の安全を確認し、残す樹木や工作物への損傷を与えないように注意すること。
- ④ 搬出破碎は、木片については厚さが 6mm 以下に破碎することを条件にパルプ用とペレット用として売却する。パルプ用については、伐採木の内、直径概ね 15cm 以上、定尺(1.85m~2.05m)で曲がりの少ない素材をチップ工場へ運搬し、ペレット用については、パルプ用として引き取ってもらえない素材をペレット工場に運搬する。なお、見積にあたっては木材の売却利益分を差し引いて見積もること。
- ⑤ 現場破碎は生葉の付着した枝条はチップシュレッダにより現地で破碎する。なお破碎後の木片の厚さが 15mm 以下になるように破碎すること。
- ⑥ 直径 2cm 以上の枝についても確実に搬出又は破碎すること。
- ⑦ やむを得ず搬出破碎又は現場破碎に適さない部材が出た場合には、市と受託者が協議し定める。
- ⑧ 現場破碎処理により発生したチップは、林内にできる限り均一に散布するものとするが、立木の根元へは堆積させてはならない。

- ⑨ 搬出破碎の場合、処理工場における受け入れ日ごとの数量と、日当りの処理数量、受け入れた伐採木の最終処理日を明らかにし、工場にて破碎状況を確認しなければならない。なお、定尺直材・不定尺材は分別して管理するものとする。

(3) 業務管理

- ① 業務完了後、作業前写真、作業完了写真、作業写真、運搬破碎状況について提出すること。
- ② 作業前写真、作業完了写真は、同じ位置から撮影すること。

(4) その他

マツノマダラカミキリ及びマツノザイセンチュウの生態及び生活史をふまえ、マツ材線虫病の発生メカニズムを十分理解したうえで、効果的な松くい虫防除を行うこととする。

4 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了の確認を受けた後、受託者は市の指定する方法で委託料を請求するものとし、市は正当な請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

5 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については市と受託者が協議し定めるものとする。